

小矢部市中小企業等生成 A I 活用支援事業補助金

Q & A

1. 交付対象者・要件に関すること

Q1-1. 「生成 A I」とは具体的にどのようなサービスですか？

A. 文章、画像、プログラムコード、音声等を自動的に生成する人工知能サービス全般を指します。

- 対象となる例： ChatGPT (OpenAI), Gemini (Google), Claude (Anthropic), Midjourney, Adobe Firefly, Canva, Microsoft Copilot など
- 対象とならない例： 従来のチャットボット（あらかじめ決まった回答をするもの）、生成機能を持たない単なる画像編集ソフト、会計ソフト、ウイルス対策ソフトなど

Q1-2. 農家（または林業・漁業）ですが、対象になりますか？

A. 原則として、日本標準産業分類の「農業・林業・漁業」を主たる事業とする場合は対象外です。

ただし、生産だけでなく、加工品の販売や直売所の運営、農家レストランなど、「主たる事業以外の事業（商工業的な活動）」に生成 A I を活用する場合は対象となります。

- OK 例： 農園のカフェの SNS 発信文を作成するために ChatGPT を使う。直売所のチラシデザインに画像生成 AI を使う。
- NG 例： 作物の栽培計画や生育管理のみに使う。

Q1-3. フランチャイズチェーン（FC）の加盟店ですが、対象になりますか？

A. 本部が全店一括で導入するシステムや、利用料がロイヤリティに含まれているものは対象外です。ただし、加盟店等のオーナーが独自にアカウントを作成し、自らの名義で契約・支払いを行う場合は、経営努力による業務効率化と認められるため対象となります。

Q1-4. 過去に ChatGPT を使っていましたが、解約しました。今回再契約する場合は対象になりますか？

A. いいえ、対象になりません。

本事業は、これまで生成 A I を活用していなかった事業者が「初めて導入する」際のきっかけ作りを目的としています。

そのため、過去に当該サービスの有料プランを契約した実績がある場合（現在は解約している場合を含む）は、再契約であっても補助対象外となります。

※ただし、全く別の生成AIサービス（例：ChatGPT 経験者が Gemini を初めて契約する場合）であれば対象となります。

Q1-5. 現在、無料版のアカウントを使っています。今回有料プランにアップグレードする場合は対象になりますか？

A. 対象になります。

過去に「有料プラン」を契約した実績がなければ、現在無料版を利用している場合でも、今回初めて有料化するのであれば「新規導入」とみなして補助対象とします。

2. 対象経費・サービスの詳細に関すること

Q2-1. ドル建て（外貨）払いのサービスは対象ですか？また、申請額は どう計算すればいいですか？

A. 対象です。申請額は、申請日時点の為替レート（金融機関の公表する対顧客電信売相場など）を用いて日本円に換算して算出してください。

【重要：為替変動に関する注意】

交付決定後に円安等により実際の支払額（日本円換算額）が増加した場合であっても、交付決定額を超えて補助金を増額することはできません。

交付決定額を超過した分については、申請者の自己負担となりますので、あらかじめご了承ください。

Q2-2. スマートフォンアプリ（Apple ID / Google Play）での課金は対象ですか？

A. 対象です。ただし、実績報告時に「何のサービスにいくら払ったか」が明確に分かる詳細な領収メールや購入履歴のスクリーンショットが必要です。（単に「Apple Services」としか記載されていない明細だけでは認められません）

Q2-3. 無料トライアル期間がある場合はどうなりますか？

A. 実際に料金の支払が発生した月（課金開始月）からが補助対象となります。

Q2-4. 「年払い（年間プラン）」で契約しても対象になりますか？

A. 対象になりますが、「月割り計算」が必要です。

年額プラン等の長期契約を行う場合、補助対象となるのは「令和9年2月利用分まで」に相当する金額のみです。

契約期間が令和9年3月以降にまたがる場合は、以下の計算式で算出した額（按分した額）を申請してください。

- 計算式：（年間支払額 ÷ 12） × 対象期間（令和9年2月まで）の月数

【計算例】令和8年10月に、年額24,000円（翌年9月まで）を支払った場合

- 24,000円 ÷ 12ヶ月 = 月額2,000円
- 補助対象期間：10月・11月・12月・1月・2月の5ヶ月分
- 補助対象経費：2,000円 × 5ヶ月 = 10,000円
（※残りの14,000円は自己負担となります）

Q2-5. 販売代理店（リセラー）経由の契約で、定価より高い場合はどうなりますか？

A. サービス提供事業者（開発元）の直販価格を上限とします。

正規販売代理店等を通じた契約も対象となりますが、補助対象経費として認められるのは、「サービス開発元が公表している定価相当額（および適正な為替レート換算額）」までです。

独自の保守サポート費、コンサルティング費、事務手数料などが上乗せされている場合、その上乗せ部分は補助対象外となります。

- （例）ChatGPT Plus（直販20ドル≒3,000円）の場合
 - A社（直販）：3,000円 → 全額対象
 - B社（高額リセラー）：10,000円（サポート費込み） → 3,000円相当分のみ対象（残りの7,000円は自己負担）

Q2-6. マイクロソフトの「Copilot」などは、Officeソフト（Word/Excel）の料金も対象になりますか？

A. 生成AI機能の追加費用のみが対象です。

ベースとなるMicrosoft 365（旧Office 365）自体の利用料は「生成AI機能を有しない基本ソフトウェア」にあたるため対象外です。「Copilot Pro」や「Copilot for Microsoft 365」といった、生成AIを利用するためのアドオン（追加契約）部分の費用のみを申請してください。

Q2-7. API利用料（使った分だけ支払う従量課金）は対象になりますか？

A. 対象になりません。

補助金は、毎月の料金が固定されている「サブスクリプション方式（定額制）」のみを対象としています。使った量に応じて毎月の支払額が変動するプランは対象外です。

3. 支払・実績報告に関すること（重要）

Q3-1. クレジットカード払いで、2月利用分の引き落としが4月になります。対象になりますか？

A. なりません。

本事業は国の交付金を活用しているため、令和9年3月31日までに口座からの引き落としが完了している経費のみが対象です。

4月以降に引き落とされた経費は、たとえ2月利用分であっても補助金をお支払いできません。

年度末の支払いが心配な場合は、デビットカード等の即時決済可能な支払方法で契約してください。

Q3-2. 領収書が発行されないサービスですが、どうすればよいですか？

A. 以下の2点の書類をセットで提出することで、領収書の代わりとします。

1. 利用明細書（Web上の管理画面等で発行される、サービス名・金額・日付・支払先が分かるもの）
2. 通帳の写し（上記金額が引き落とされたことが分かるページ）

Q3-3. 実績報告の「成果物」とは何を提出すればいいですか？

A. 生成AIを実際に業務に使ったことが分かる資料を提出してください。

- 生成AIとの対話画面（チャット画面）のスクリーンショット
 - 生成AIを使って作成したチラシ、文章、画像、プログラムコード等の写し
- ※ 1枚程度で構いません。

Q3-4. 実績報告時に、「新たに契約したこと」を証明する書類は必要ですか？

A. はい、必要です。

交付決定日以降に契約を開始したことを確認するため、以下のいずれかの資料（日付が確認できるもの）を提出してください。

1. サービスの管理画面（支払い履歴）
 - 支払履歴画面等で一番古い日付が確認できるもの。
2. 契約完了（または初回決済）通知メール
 - 有料プラン申し込み時に届く「支払いが完了しました」等のメールで、受信日時が分かるもの。
3. アプリストアの購入履歴画面
 - アプリ内課金の場合は、購入履歴画面で登録日が分かるもの。

Q3-5. 法人ですが、会社名義のカードがありません。代表者個人のカードで支払ってもいいですか？

A. 可能です。

原則は法人カードのご利用を推奨しますが、お持ちでない場合は代表者個人のカードでも対象とします。ただし、その場合も必ず「法人名義のアカウント」で契約してください。また、実績報告時には口座の引落日履歴に加え、それが会社の経費として処理されていることが分かる資料（出納帳の写しや、会社から個人への精算履歴等）を提出してください。

Q3-6. 代理店経由で契約し、銀行振込（請求書払い）で支払いました。通帳の写しの代わりに何を提出すればいいですか？

A. 「利用したサービス名、利用月、金額、支払先が記載された請求書の写し」及び「銀行振込の控え」または「ネットバンキングの振込完了画面の写し」等の支払いが確認できる書類を提出してください。

4. 申請手続き・事業者区分に関すること

Q4-1. 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）は必要ですか？

A. 申請書に「法人番号（13桁）」を記載していただければ、添付は不要です。

（※個人事業主の方は、小矢部市商工会加入証明書、確定申告書の写し等が必要です）

Q4-2. 自分が「小規模事業者」と「中小企業」のどちらに該当するか、見分け方を教えてください。

A. 「主たる業種」と「常時使用する従業員の数」の組み合わせで判定します。以下の表に当てはめて、ご自身の該当する区分（補助上限額）を確認してください。

主たる業種	小規模事業者（上限5万円）	中小企業（上限10万円）
① 商業・サービス業 （卸売業、小売業、サービス業など）	5人以下	6人以上
② 製造業・その他 （製造業、建設業、運輸業、宿泊業、娯楽業など）	20人以下	21人以上

● 判定例：

- 建設業で従業員10人の場合 → ②の「20人以下」に該当するため「小規模事業

者」

- 雑貨小売店で従業員 10 人の場合 → ①の「5 人以下」を超えているため「中小企業」

Q4-3. 「常時使用する従業員の数」のカウント方法を教えてください。 (パートや役員は含みますか?)

A. 上記の判定に用いる人数は、以下の基準に基づいてカウントしてください。

1. カウントに「含めない」人

- 会社役員（取締役、監査役など）
- 個人事業主本人及び同居の家族従業員（専従者）
- 日々雇い入れられる者、2 か月以内の期間を定めて雇用される者（短期アルバイト等）
- 育児・介護休業中、傷病休職中の従業員

2. カウントに「含める」人

- 正社員
- パート・アルバイト等のうち、「期間の定めがなく雇用されている者」または「過去 1 年以上継続雇用されている（またはその見込みがある）者」
- ※いわゆるフルタイムに近い働き方をしているパート従業員は人数に含みます。

Q4-4. 従業員数の確認書類（名簿）は、どのようなものを出せばいいですか？

A. 任意の様式で構いませんが、氏名が記載されたものをご用意ください。

労働者名簿や、給与台帳の写し（氏名部分）などが該当します。なお、小規模事業者（補助上限 5 万円）枠で申請される方は、提出不要です。

Q4-5. 申請前に契約してしまいましたが、対象になりますか？

A. 原則として、「交付決定通知書」が届いてから契約手続きを行ってください。

交付決定前に契約・支払いを済ませてしまった経費は、事前着手として対象外になりますのでご注意ください。